

令和3年4月28日

各市区町村 情報政策担当部（局）・衛生主管部（局） 御中

（参考：各都道府県 情報政策及び衛生主管部（局） 御中）

内閣官房 I T 総合戦略室

医療従事者等の先行接種対象者の VRS 登録方法について

4月12日より高齢者向けワクチン接種が開始されたところですが、各自治体におかれましては、ワクチン接種記録システム（VRS）に関して、タブレット端末による接種券読み取り等の多大なご協力を賜り感謝申し上げます。

4月21日に開催した第3回自治体向け説明会においてご説明しました、医療従事者等の先行接種対象者の VRS への登録方法につきまして、その具体的な内容を下記の通り整理致しました。

これまで医療従事者等の先行接種対象者の予防接種台帳並びに VRS への登録方法についてご案内ができずご迷惑をおかけしていたところですが、なるべく自治体の負担が増えないよう、予防接種台帳と VRS へ二重に入力するなどの手間が発生しない方法を検討したので、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

当該内容をご参照頂きながら、先行接種対象者の VRS への登録を進めて頂きますようよろしくお願い申し上げます。

情報政策部局ご担当におかれましては、衛生主管部（局）に速やかに連絡・共有をお願いいたします。

記

1. 登録の対象

医療従事者等の先行接種対象者として「接種券付き予診票」(※)でワクチン接種をした方が対象となります。

なお、一部、高齢者施設従事者等で「接種券付き予診票」が発行されているもののそれを使用せず、通常の接種券でワクチン接種をした場合は対象とはなりませんのでご注意ください。

※接種券付き予診票とは、接種券が印刷された予診票で先行接種対象者がワクチン接種する際に使用するものです。

2. 登録方法

- ①VRS「照会・補正」メニューの補正機能で一件ずつ登録
- ②VRS「データ登録」メニューの予診票・予防接種台帳データ一括登録でまとめて登録

※事前に、先行接種対象者となる方を VRS 上で判別できるように接種対象者の情報を編集して頂く必要がありますのでご注意ください。

※登録方法の詳細は別添「先行接種対象者の登録方法」をご参照ください。

3. 登録開始時期について

現在、先行接種対象者の情報を正しく登録できるよう VRS を改修中のため、登録が可能となるのは5月28日以降の見込みです。対応が可能となった際に改めてご連絡させていただきますので、恐縮ながら今しばらくお待ち頂きますようお願い致します。

(以上)

連絡先

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
（三浦・山下・眞弓・小泉）

電話番号：03-3581-3484

メールアドレス：digitalvaccine@digital.go.jp